

## 3.登録団体とは

市民活動センターの一部機能を利用するには、団体登録が必要です。登録を希望する団体は、「団体登録申請書」及び必要書類を市民協働課にご提出ください。

### 主な登録要件

- (1)社会貢献を目的とし、地域の課題解決のため自主的に公益的な活動を行っていること。
- (2)主な構成員が**市民**であるか、又は主な活動が**市内**で行われていること。
- (3)**政治的、宗教的**活動又は**公序良俗に反する**活動をしていないこと。
- (4)市民活動を**継続的**に行っていること。
- (5)構成員が**5人以上**であること。
- (6)団体の**定款**又は**規約**、若しくは**会則**が定められていること。

## 4.市民活動ルームの予約

市民活動ルームは登録団体のみが予約可能です。

予約を希望する場合は、市民活動センターに申請に必要な事項を報告してください。予約は3か月前から前日17時まで、HPの予約フォーム・メールで受け付けます。

- 1 空き状況の確認 (HP上で確認可能)



- 2 HPの予約フォームによる予約 または メール

- 3 予約の承認

- 4 市民活動ルームの利用

登録団体の詳細については市民協働課、施設予約については市民活動センターまでお問い合わせください。

## 5.基本情報

### 野々市市民活動センター

(にぎわいの里ののいち カミーノ内)

住所 〒921-8815

石川県野々市市本町二丁目1番20号

開館時間 午前9時から午後10時

休館日 月曜日・祝日・年末年始

### アクセス



## 6.施設の予約先・問合せ先

### ■施設の予約先

野々市市民活動センター

電話番号 076-248-7301

FAX番号 076-248-7316

E-mail [shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp](mailto:shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp)

### ■施設に関する問合せ先

野々市市地域政策部市民協働課

電話番号 076-227-6029

FAX番号 076-227-6205

E-mail [kyoudou@city.nonoichi.lg.jp](mailto:kyoudou@city.nonoichi.lg.jp)

<発行> 令和7年6月6日



## 1. 市民活動センターで出来ること

野々市市民活動センターは、市内で市民活動を行っている団体や個人が利用できる施設です。それぞれ利用可能な区分が異なり、(★)印のあるものは登録団体のみ利用できます

### 会議室の利用



- 市民活動ルームを無料で利用できます(★)
- 市民活動ミーティングスペースと、市民活動交流サロンを無料で利用できます

### 市民活動拠点



- ロッカーやレタートレーを無料で利用でき、書類の保管場所・団体間の連絡に使えます(★)

### 印刷室の利用



- 公民館関係団体と共有して、印刷室のコピー機・輪転機【有料】や、紙折り機・丁合機【無料】が利用できます

### 情報発信・収集



- 市民活動のチラシ・ポスターを、館内のスタンドボックスに配置しています
- 市のホームページ等で、団体の活動紹介やイベント情報が発信されます

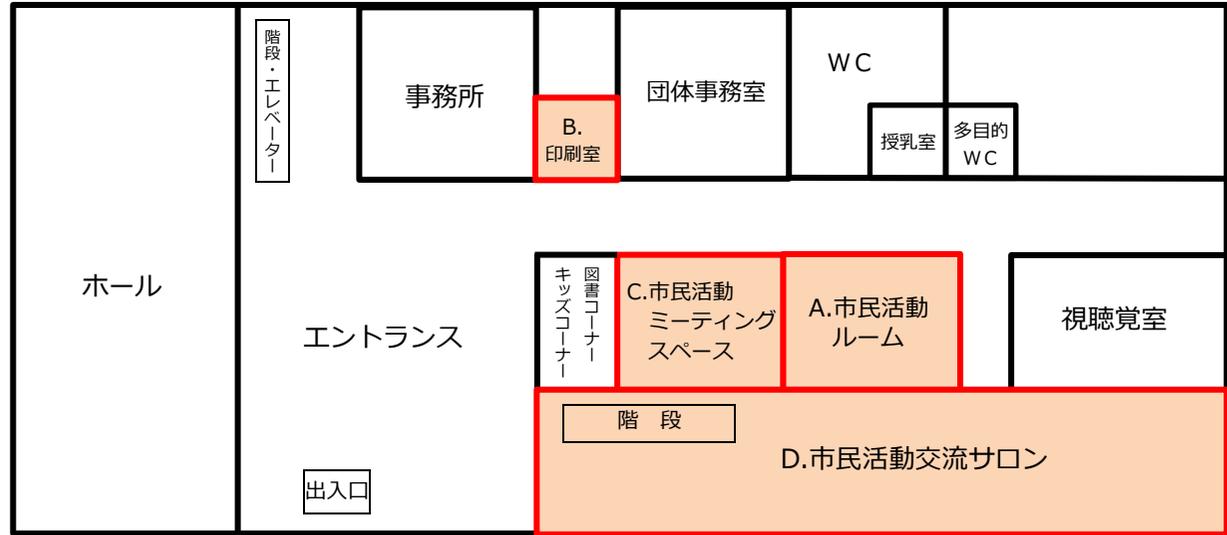
### 市民活動 コーディネート機能



- 市民活動に関する相談ができます
- 市民活動に関する情報の発信と収集を行います

## 2. 市民活動センター施設概要

### 中央公民館・野々市公民館・市民活動センター 1階



#### 登録団体が利用可能

##### A. 市民活動ルーム

**【無料・飲食可】** 最大利用人数 約 39 人

登録団体は事前に予約をすることができます。予約の詳細については、「4. 市民活動ルームの予約」をご覧ください。

##### B. 印刷室

**【一部有料・飲食不可】**

コピー機・輪転機（有料）、紙折り機・丁合機（無料）を利用できます。

#### フリースペース（市民活動優先）

##### C. 市民活動ミーティングスペース

**【無料・飲食可】**

打ち合わせや、作業に適したスペースです。

##### D. 市民活動交流サロン

**【無料・飲食可】**

少人数での打ち合わせに適したスペースです。

フリースペースは、予約なしで、どなたでもご自由に利用できます！

